

大学共同利用機関法人における組織及び業務に係る法令上の規定について

国立大学法人法(抄)

(平成十五年七月十六日 法律第百十二号)

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。

2 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)

第二十六条 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第二款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
 - 一 機構長
 - 二 機構長が指名する理事及び職員
 - 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
- 3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。
- 4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
 - 三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項

- 5 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第二十八条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
 - 一 機構長
 - 二 機構長が指名する理事
 - 三 大学共同利用機関の長
 - 四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
 - 五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第二項第三号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)
 - 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
 - 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
 - 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
 - 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

(業務の範囲等)

- 第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。
- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
 - 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
 - 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
 - 四 当該大学共同利用機関における研究の成果(第二号の規定による大学共同利用機関の施

設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。

五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。

六 産業競争力強化法第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。